

地方退職者連合の運営に関する規則

(モデル規約)

第1条 (退職者連合規約との関係)

この規則は、退職者連合規約第8条にもとづき、本会の組織および運営等について定める。

第2条 (名称と事務所)

本会の名称は、「(都道府県名)退職者連合」とし、略称を「(都道府県名)退連」とする。所在地は、〇〇〇〇とする。

第3条 (位置づけと任務)

1. 本会は、退職者連合との関係を相互に信頼および支持・協力し合う関係として位置づける。
2. 本会の任務は、退職者連合の目的と事業にもとづく活動および地方の実情に即した課題について取り組むものとする。活動の推進にあたっては、地方連合会と連携する。

第4条 (構成)

1. 本会は、退職者連合の産別退連および関連退連の(都道府県名)にある組織および地方連合会構成組織の退職者組織ならびに地域退連および地区退連、個人が加入するために設置した地方組織ならびに地域組織および地区組織によって構成する。
2. 退職者連合本部におけるオブザーバー組織は、本会においてもオブザーバー組織とする。

第5条 (加入・脱退)

1. 本会における退職者組織の加入および脱退の扱いは、本会で行う。
2. 本会に新たに加入する組織は、書面で本会の会長に申請するものとする。

第6条 (機関)

本会の機関は、次の各号に定める通りとする。

- (1) 議決機関 総会
- (2) 執行機関 幹事会

第7条 (議事の採決)

本会の機関における議事の採決方法は、以下に定める通りとする。

- (1) 総会
議事の採決は、規約の改廃については出席代議員の3分の2以上、その他は出席代議員の過半数の賛否によって決する。

(2) 幹事会

議事の採決は、出席幹事の過半数の賛否によって決する。

第8条（役員）

本会には、次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名
(会長代行 1名)
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
(副事務局長または次長 若干名)
- (4) 幹事（常任幹事） 若干名
- (5) 会計監査 若干名

第9条（地域・地区組織の設置）

- 1. 退職者連合規約第11条に基づき、地方での活動推進のため地域退職者連合および地区退職者連合を設置する。
- 2. 地域退職者連合および地区退職者連合の組織・運営については、別に定める。

第10条（個人加入）

本会の目的、事業に賛同する個人は、本会に加入することができる。

第11条（個人が加入する地方、地域・地区組織）

- 1. 個人が加入するための組織を地方ならびに地域および地区に設置する。
- 2. 個人が加入する組織および運営については、別に定める。

第12条（規則の解釈）

この規則の解釈に疑義が生じた場合は、幹事会が判断する。

第13条（規則の改廃）

この規則の改廃は、幹事会において行う。

第14条（規則の発効）

この規則は、2015年7月15日より施行する。